

(別紙)

入 札 条 件

- 1 本件入札に関し入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、社会福祉法人山形県社会福祉事業団経理規程及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）に定めるもののほか、本件に定めるところによる。
- 2 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
- 5 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 記名、押印を欠く入札
 - (3) 金額を訂正した入札
 - (4) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札
 - (5) 明らかに連合によると認められる入札
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 6 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約の場合を除きその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札執行時間に遅れた場合は棄権とみなす。
- 8 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- 9 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- 10 落札者は、指示により本件入札に係る契約書又は請書を遅滞なく作成し、提出すること。
- 11 その他必要とする入札条件については、入札執行時の指示による。
- 12 本件入札を辞退しようとする者は、事前に申し出ること。入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等において不利益な取り扱いを受けるものではない。
- 13 この入札及び契約については、社会福祉法人山形県社会福祉事業団の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- 14 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この通知は、効力を有しない。